

有料老人ホーム立入検査について

～令和 6 年度（2024年度）～

沖縄県保健医療介護部 高齢者介護課

目次

1. 立入検査について
2. 令和6年度立入検査における主な指導事項
3. 有料老人ホームへの不利益処分について
4. 「立入検査指導事項と是正改善状況報告の解説」について

1. 立入検査について

❑ 立入検査は、「老人福祉法」「沖縄県有料老人ホーム設置運営指導要綱」「沖縄県有料老人ホーム立入検査実施要領」に基づき実施しており、検査の目的により「一般検査」「随時検査」に分かれています。

- 一般検査：定期的に実施するもので、日時等を事前に通知したうえで実施
- 随時検査：緊急的に実施するもので、場合によっては事前に通知なしで実施

参考：「一般検査」の流れ

対象施設は立入検査事前調書提出、検査日程調整

立入検査or書類検査

県から検査結果通知

施設から県へ是正改善報告の提出（電子申請でも可）

* 繰り返し報告を求める場合もあります

2. 令和6年度立入検査における主な指導事項

□居室（面積不足）について 指針5（9）,6（1）

□居室（面積不足・相部屋およびプライバシー確保）について 指針5（9）

指摘事項

1. 居室が面積要件の内法測定で13㎡以上（ただし書き適用の場合は10.65㎡以上）を満たしていない
2. 相部屋で運営しておりパーティション等の仕切りがない、もしくはパーティション等でも天井に届いていないなど、十分に仕切られていない

2. 令和6年度立入検査における主な指導事項

□居室（面積不足）について 指針5（9）,6（1）

□居室（面積不足・相部屋およびプライバシー確保）について 指針5（9）

- 指導指針5(9)ーイにおいて、居室は、個室とし、その面積を内法測定で13㎡以上（ただし書き適用の場合は10.65㎡以上）と定められています。（既存建築物等の活用の場合も個室であることは同様に定められています）
- 入居者のプライバシー保護、新型コロナ等感染症予防の観点からも他人同士の相部屋については、指導指針に基づき、個室化等に向けた具体的な対応策を報告してください。なお、個室化への早急な対応が困難な場合は、防火、遮音等も考慮した天井まで届くパーテーションや防災カーテン等による臨時的対応を行ってください。
- また、重要事項説明書には、10. その他「有料老人ホーム設置運営指導に「1 不適合事項あり」とし、合致しない事項として、「□居室が個室ではない（□全室・□居室の一部）」にも記載して、入居者に対して説明を行ってください。

2. 令和6年度立入検査における主な指導事項

□ 業務継続計画の策定等 指針8(5)

指摘事項

1. 感染症及び非常災害の発生時における業務継続計画が未策定である、もしくはどちらか一方のみの作成となっている
2. 様式は定められているが一部のみしか作成されていない、もしくは内容が事業所の実態と合っていない
3. 研修及び訓練が実施されていない
4. 訓練と研修の区別がついていない
5. 感染症及び非常災害時の研修や訓練と一体的に行っているが、業務継続にかかる内容が不足している。

2. 令和6年度立入検査における主な指導事項

□業務継続計画の策定等 指針8(5)

○感染症対策との違いは？

業務継続計画（BCP）策定⇒災害や感染症発生時にサービスを継続する

感染症対策マニュアル⇒感染症の予防及びまん延防止

（参考：BCPといゆる感染対策マニュアルに含まれる内容の違い（イメージ））

内容		BCP	感染対策マニュアル
平時の取組	ウイルスの特徴	△	◎
	感染予防対策 （手指消毒の方法、ガウンテクニック等）	△	◎
	健康管理の方法	△	◎
	体制の整備・担当者の決定	◎	△
	連絡先の整理	◎	△
	研修・訓練	◎	○
	備蓄	◎	○
感染（疑い）者 発生時の対応	情報共有・情報発信	◎	○
	感染拡大防止対策（消毒、ゾーニング方法等）	△	◎
	ケアの方法	△	◎
	職員の確保	◎	○
	業務の優先順位の整理	◎	×
	労務管理	◎	×

※◎、○、△、×は違いをわかりやすくするための便宜上のものであり、各項目を含めなくてよいことを意味するものではありません。

2. 令和6年度立入検査における主な指導事項

□ 業務継続計画の策定等 指針8(5)

○防災計画との違いは？

防災計画→「身体・生命の安全確保」と「物的被害の軽減」を目的とする
 業務継続計画（BCP）策定→防災計画の目的に加えて、**優先的に継続・復旧すべき重要業務を継続する、または、早期復旧することを目指す**

計画	防災計画 災害リスクを把握し、災害時の避難等を訓練する			業務継続計画(BCP) 防災計画の避難後に 業務を継続する
	消防計画	避難確保計画	非常災害対策計画	
主な目的	・身体、生命の安全確保 ・物的被害の軽減			・身体、生命の安全確保に加え、 優先的に継続、復旧すべき 重要業務の継続または早期復旧
考慮すべき 事象	・拠点がある地域で発生することが想定される災害			・自社の事業中断の原因となり得る あらゆる発生事象
根拠	消防法	水防法 土砂災害警戒区域等における土砂災害 防止対策の推進に関する法律 津波防災地域づくりに関する法律	厚生労働省令 人員、設備及び運営に関する基準 等 沖縄県有料老人ホーム設置運営指 導指針	厚生労働省令 人員、設備及び運営に関する基準等 沖縄県有料老人ホーム設置運営指導指 針
対象施設等	多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物	浸水想定区域、土砂災害警戒区域、津波浸水想定内に所在し、市町村が作成する地域防災計画に記載のある要配慮者利用施設（社会福祉施設等）	入所・通所系事業所、小規模多機能型居宅介護、有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅	介護事業所等
対象の災害	火災	風水害、土砂災害	想定される全ての災害	自然災害、感染症
義務	消防計画の作成、所轄消防長への提出。 消火、通報、避難の訓練の実施・報告	避難確保計画の作成、市町村への提出。 避難訓練の実施・報告。	非常災害対策計画の作成。 避難訓練の実施。	業務継続計画の作成。 研修・訓練(シミュレーション)の実施。 研修・訓練は、入所:年2回以上、 通所、訪問:年1回以上(感染症も含む)。

2. 令和6年度立入検査における主な指導事項

□ 業務継続計画の策定等 指針8(5)

- 感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することは可能ですが、策定及び見直し時にどちらか一方に偏らないように気をつけてください。
- 業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、他の設置者との連携等により行うことも可能です。
- 感染症及び非常災害時の研修や訓練と一体的に行う際には、内容どちらかに一方に偏らないよう、前スライドで示した目的等を意識して内容の調整及び実施してください。
- 研修と訓練の違いは下記の通りです。研修と訓練を同日に行うことは可能ですが、時間を区切って実施する等、実施方法を工夫して行ってください。
 - **研修**
感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行う。
 - **訓練**
感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を行う。

2. 令和6年度立入検査における主な指導事項

□ 非常災害対策計画 指針8(6)

指摘事項

1. 非常災害対策計画が未策定である
2. 計画は策定しているが、所轄の消防署へ提出していない
3. 研修及び訓練が未実施、もしくは所轄の消防署との連絡調整を行っていない
4. 業務継続計画（BCP）の計画、研修、訓練との区別がされていない

2. 令和6年度立入検査における主な指導事項

□ 非常災害対策計画 指針8(6)

- 指導指針8(6)において、「非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。なお、「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。」と定められています。
上記で示されている「非常災害に関する具体的計画」は、消防法施行規則第3条第1項の規定により管轄の消防署への提出が必要です。また、同施行規則第3条第10項及び第11項の規定により、消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施すること、また実施前にはあらかじめ所轄の消防署への連絡調整が必要です。
- 避難訓練時にエレベーターを使用している施設もありますが、災害時にはエレベーターが止まり使用できない可能性が高いため、その前提での避難訓練も行うよう努めてください。

2. 令和6年度立入検査における主な指導事項

□帳簿の整備 指針8(3)

指摘事項

1. 有料老人ホームの請求書に居宅サービス事業所の押印がされている
2. 入居者に供与したサービスの内容が記録されていない、もしくは記録されているがサービス内容や日時、対応した職員や記録者名などが記載されておらず、内容が不十分である
3. 身体拘束を行った旨の記録はあるが、身体拘束を行うに至った緊急やむを得ない理由や本人または家族への説明及び同意について記録がされていない

2. 令和6年度立入検査における主な指導事項

□ 帳簿の整備 指針8(3)

- 帳簿の作成及び保管については、老人福祉法第29条第6項に定められていますので、適切に行われていない場合は法令違反になります。
- 指導指針では、帳簿の保管期間は、対象入居者退所後少なくとも2年と定められていますが、会計記録など他法律でより長期の保管期間が定められている帳簿もありますので、関連法規に従い、それぞれの帳簿の保管をお願いします。
- 介護保険サービス事業所も運営している事業所においては、どの事業での請求であるかの整理を行い、印や様式の間違いないよう、定期的に見直しするよう努めてください。
- 介護記録も保管対象帳簿になります。記録状況と保管状況について確認をお願いします。対象入居者退所後少なくとも2年の保管をお願いします。
- やむを得ず身体拘束を行う場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況だけでなく、身体拘束を行うに至った緊急やむを得ない理由や本人または家族への説明及び同意について記録する必要があります。適正な手続きを経ずに行われた身体拘束は虐待に該当しますので、ご注意ください。

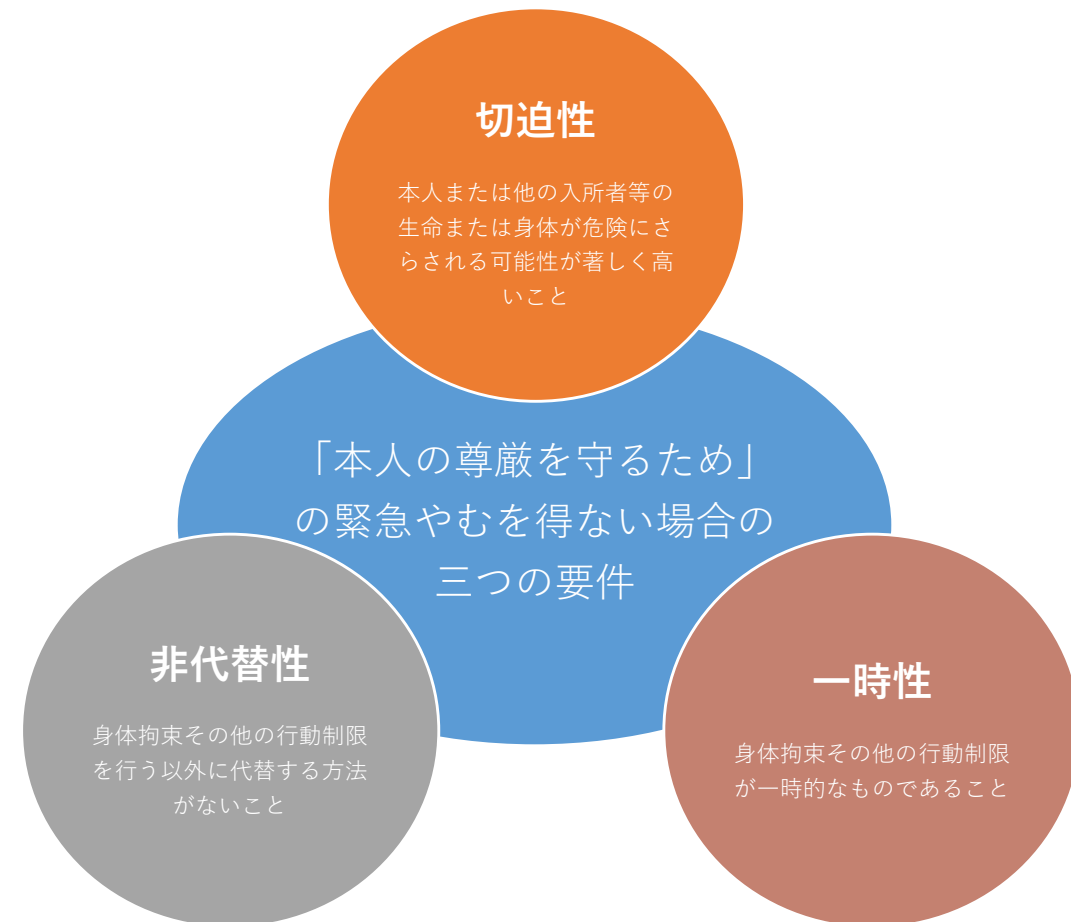
2. 令和6年度立入検査における主な指導事項

身体拘束は、本人の行動を、当人以外の者が制限することであり、当然してはならないことです。

ただし、当該入所者(利用者)又は他の入所者(利用者)等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合の適正な手続きを経た身体的拘束等は認められています。この適正な手続きは、あくまでも「本人の尊厳を守るため」に行うものです。

適正な手続きとは、「切迫性」「非代替性」「一時性」の三つの要件を満たすかどうかを組織等で話し合い、かつ、それらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うことです。

身体拘束の3つの要件



2. 令和6年度立入検査における主な指導事項

身体拘束の具体的な行為（例）

- ① 一人歩きしないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを綱(サイドレール)で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手装等をつける。
- ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧ 脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

身体拘束に該当する行為か判断する上でのポイントは、「本人の行動の自由を制限しているかどうか」であるため、上記例以外でも身体拘束に該当する行為があることにご注意ください。

大切なのは、本人に向き合い、アセスメントを十分に行い、施設・事業所の組織および本人・関係者等で協議し、身体拘束廃止・防止に向けた取り組みを定期的に見直し、改善していくことです。

2. 令和6年度立入検査における主な指導事項

□医療行為（喀痰吸引等） 指針9(1)

指摘事項

1. 喀痰吸引等を行う事業所として登録されていないが、職員が喀痰吸引等行為を実施している。
2. 下記に該当しない職員が喀痰吸引等行為を行っている。
 - 介護福祉士（平成27年度以降に合格し、実地研修を修了した者）
 - 「認定特定行為業務従事者認定証」の交付を受けた介護職員（喀痰吸引等研修等を終了し、認定証の交付を得たもの）
3. 特定の者を対象に喀痰吸引等行為を行う事業所として登録されているが、特定の対象者以外へ喀痰吸引等行為の実施及び実施者として登録されていない職員による喀痰吸引等行為が行われている

2. 令和6年度立入検査における主な指導事項

□医療行為（喀痰吸引等） 指針9(1)

- たんの吸引及び経管栄養（以下、喀痰吸引等行為）については医行為に該当します。無資格者が要件を満たさず実施した場合は医師法違反と判断され、行為を実施した介護職員に懲役、罰金などの刑事罰が科される可能性があります。このため、介護職員が当該行為を行うためには所定の手続きを行う必要がありますので、事業所・施設内で喀痰吸引等行為が適切に実施されているかを確認していただくとともに、適切に実施されていない場合は、速やかに所定の手続きを行ってください。
- 喀痰吸引等制度を活用し、自らの事業の一環として、喀痰吸引等の提供を行う場合、事業所・施設ごとに県への登録申請が必要です。登録がない場合は、喀痰吸引等の実施はできませんので、ご注意ください。
- 喀痰吸引等行為以外にも、医行為に該当する行為を無資格者が実施することは医師法等違反になります。介護現場等において医行為であるか否かについて判断に疑義が生じることの多い行為であって原則として医行為でないと考えられるもの等について、国からの解釈通知を下記URLに掲載しているのでご確認ください。
<https://www.pref.okinawa.jp/kyoiku/kaigofukushi/1007256/1018691/1031157.html>

2. 令和6年度立入検査における主な指導事項

□ 定期報告の未提出 老人福祉法第29条第11項

- 毎年7月から8月にかけて提出を案内していますが、未提出の施設があります。提出書類は毎年7月1日時点の情報(電子申請で提出)に加え、「情報開示一覧」「重要事項説明書」「決算報告書などの該当書類」等になります。
- 定期報告の提出は老人福祉法第29条第11項に定められています。未提出の場合は法令違反となりますので、毎年の提出をお願いします。

□ 届出（変更、廃止、休止） 指針2(7)

- 老人福祉法第29条第2項において、「前項の規定による届出をしたものは、同項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、変更の日から1月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。」と定められています。定期報告を提出したことで変更したと見なすことはできませんので、変更が生じたら随時ご提出ください。
- 「立入検査」での実態対比や「定期報告内容」と「届出内容」の対比により、変更届出が提出されていない施設が散見されましたので、速やかに届出を行ってください。
- 変更届出の内容に不備がある場合、随時補正をお願いしています。補正が複数あるとその分お時間を要することとなりますので、ご提出前に不備がないかご確認いただけますようご協力ください。

3. 有料老人ホームへの不利益処分について

□改善命令 老人福祉法第29条第15項

15. 都道府県知事は、有料老人ホームの設置者が第六項から第十一項までの規定に違反したと認めるとき、入居者の処遇に関し不当な行為をし、又はその運営に関し入居者の利益を害する行為をしたと認めるとき、その他入居者の保護のため必要があると認めるときは、**当該設置者に対して、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。**

6. 有料老人ホームの設置者は、当該有料老人ホームの事業について、厚生労働省令で定めるところにより、帳簿を作成し、これを保存しなければならない。 **※帳簿の作成及び保管**
7. 有料老人ホームの設置者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該有料老人ホームに入居する者又は入居しようとする者に対して、当該有料老人ホームにおいて供与をする介護等の内容その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報を開示しなければならない。
※重要事項の情報開示
8. 有料老人ホームの設置者は、家賃、敷金及び介護等その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として受領する費用を除くほか、権利金その他の金品を受領してはならない。 **※契約外及びサービス外の金品收受の禁止**
9. 有料老人ホームの設置者のうち、終身にわたって受領すべき家賃その他厚生労働省令で定めるものの全部又は一部を前払金として一括して受領するものは、当該前払金の算定の基礎を書面で明示し、かつ、当該前払金について返還債務を負うこととなる場合に備えて厚生労働省令で定めるところにより必要な保全措置を講じなければならない。 **※前払金にかかる保全措置を講じる**
10. 有料老人ホームの設置者は、前項に規定する前払金を受領する場合においては、当該有料老人ホームに入居した日から厚生労働省令で定める一定の期間を経過する日までの間に、当該入居及び介護等の供与につき契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合に当該前払金の額から厚生労働省令で定める方法により算定される額を控除した額に相当する額を返還する旨の契約を締結しなければならない。 **※契約解除時等に前払金の返還を行う契約を結ぶ**
11. 有料老人ホームの設置者は、当該有料老人ホームに係る有料老人ホーム情報（有料老人ホームにおいて供与をする介護等の内容及び有料老人ホームの運営状況に関する情報であつて、有料老人ホームに入居しようとする者が有料老人ホームの選択を適切に行うために必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。）を、厚生労働省令で定めるところにより、当該有料老人ホームの所在地の都道府県知事に対して報告しなければならない。 **※定期報告**

3. 有料老人ホームへの不利益処分について

□業務停止命令 老人福祉法第29条第16項

16. 都道府県知事は、有料老人ホームの設置者がこの法律その他老人の福祉に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づく処分に違反した場合であつて、入居者の保護のため特に必要があると認めるときは、当該設置者に対して、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

老人福祉法施行令

(法第二十九条第十六項の政令で定める法律)

第十二条 法第二十九条第十六項の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）
- 二 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）
- 三 生活保護法
- 四 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）
- 五 知的障害者福祉法（昭和三十一年法律第三十七号）
- 六 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）
- 七 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）
- 八 義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）
- 九 介護保険法
- 十 精神保健福祉士法（平成九年法律第三百十一号）
- 十一 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）
- 十二 発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）
- 十三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）
- 十四 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
- 十五 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）
- 十六 公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）

3. 有料老人ホームへの不利益処分について

- 老人福祉法及び県指針遵守の意識を持つことは、有料老人ホームの適正な運営をしていく上で非常に重要です。業務体制の見直し等で法令等遵守に向けた体制構築を行ってください。
- 各施設におかれましては、老人福祉法や県指針に適合しているかご確認いただき、不適合事項については是正改善に取り組んでいただきますよう、お願いいたします。

4. 「立入検査指導事項と是正改善状況報告の解説」について

- ❑ 立入検査における「指導事項」と提出いただく「是正改善状況報告」についての解説を作成し、沖縄県のホームページに公開しています。今回取り上げなかった指導事項については、当該解説をご参照いただき、自己点検をおこなってより良い施設運営にお役立てください。
- ❑ 当該解説は、随時更新し、更新した場合には最新版をホームページに掲載します。（2023年(令和5)年9月版のように更新時期を記載しています。）



沖縄県HP

[トップページ](#) > [子育て・福祉・教育](#) > [高齢者福祉](#) > [老人ホーム・福祉施設・福祉法人関係](#) > [有料老人ホームについて](#) > [有料老人ホーム情報開示](#) > [有料老人ホーム立入検査指導事項と是正改善状況報告の解説](#)

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/kyoiku/koreifukushi/1007337/1007340/1007385/1007390.html>

← 解説している事項の目次